



**トピックス** 折りたたみ式ベビーカーで手指をはさむ事故にご注意! P2

発行/富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター  
「くらしの情報とやま」は富山県のホームページにも掲載しています。

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1711/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html)  
[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1711/kj00000963.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj00000963.html)

## くらしの 相談窓口 から

### マルチ商法にご用心!

～思うように儲からず、支払いもできない…～

#### 相談

15日前に職場の先輩から、「誰にでもできる簡単なサイドビジネスがある。」と誘われ説明会に行きました。「販売組織に加入し、商品(化粧品や健康食品 約30万円)を買って、他の人を紹介すればマージンが入り毎月数十万円の収入になる。勝ち組になろう。」と言われました。「お金がない」と断ると「すぐに元が取れる。クレジットを組めば大丈夫」と言われ、契約しました。しかし、知人に勧めても入会してくれず、支払いもできそうにありません。解約したいのですが…(20代 男性)

友達を紹介すれば  
手数料が入るよ!



#### 回答

これは、販売組織の会員が他の人を加入させ、さらにその人が別の人を加入させることを次々に行うことにより組織をピラミッド式に拡大していく「マルチ商法」(「ネットワークビジネス」と称する場合もある。)の相談事例です。若者や主婦などをターゲットにした悪質なマルチ商法の被害が後を絶ちません。また、最近では、口コミだけでなくパソコンのメール等で誘うマルチ商法が急激に広がっています。

この商法は「特定商取引に関する法律」で連鎖販売取引として規制されています。この事例のように販売目的を告げずに誘ったり、事業内容や利益を得る仕組みを正しく伝えなかったり、大きな利益が得られるかのように説明する等の行為は禁止されています。また、契約書の受領日、又は商品の引渡し日のいずれか遅いほうの日から起算して20日間のクーリング・オフ期間(無条件解約できる期間)が設

けられています。クーリング・オフ期間を過ぎて、いつでも中途解約や脱会をして、一定の条件のもとで商品を返還することができます。今回の相談は、契約書面を受取った日から15日目であったので、配達記録郵便でクーリング・オフ通知を発信するよう助言しました。

マルチ商法で利益を得ることは容易なことではなく、実際に儲かるのは一握りの者だけです。また、他の人を強引に勧誘したりすると加害者にもなり、人間関係を壊してしまうことにもなりかねません。知人に誘われても、「よくわからないけど儲かりそうだから」と安易に参加してはいけません。商品や仕組みが理解できない場合にはきっぱりと断りましょう。世の中にもうまい話はない、楽しんで儲かる仕事はないことを肝に銘じておきましょう。

### 注意喚起! ガステーブル等のグリル火災に注意!

「ガステーブルのグリルで魚を焼いたら、30cmの炎が上がり、消火器で消した。」など、ガステーブルのグリルから火が出たという事故が国民生活センターに寄せられています。(2002年度～2007年度11月末 計26件)

各地の消防局等ではグリル火災の未然防止のために注意喚起を行っていますが、グリル火災の事故は後を絶ちません。○グリル火災を防止するためには、調理中にその場を離れないなど、取扱説明書に書いてある使用方法を守って使しましょう。

○グリル内をこまめに手入れし、油かす等の可燃物を取り除いてください。

○購入の際は、より安全なタイマーによる自動消火機能や、異常過熱時の自動消火機能を持つものを選びましょう。



# 折りたたみ式ベビーカーで手指をはさむ事故にご注意！

＝国民生活センター「くらしの危険278」より＝

ベビーカーを開いた時に乳幼児が手指をはさみ、あわや切断という事故が、国民生活センターに寄せられています。母親がたたんだベビーカーを開いた際に、そばにいた乳幼児がフレームの可動部に手指をはさんだことによるものです。乳幼児の手指は細いので大きなケガになりやすい傾向にあります。

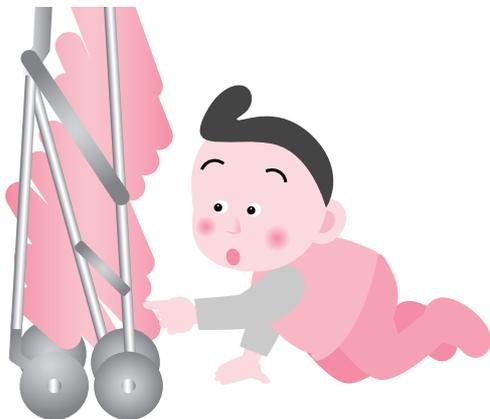
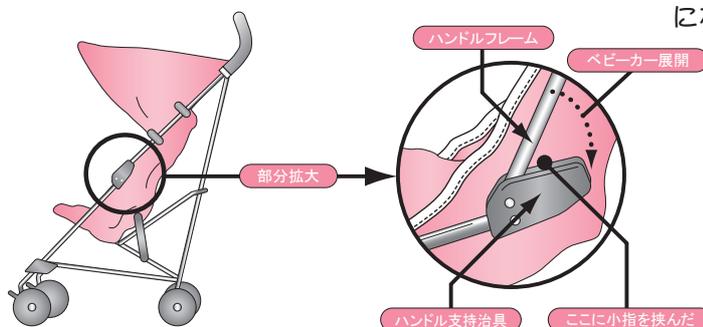
乳幼児は危険を回避する能力が未熟なので、事故の防止にいつその配慮が必要です。

## こんな事故が起きています



### 事故事例1 ベビーカーに つかまり立ちをしていた

公園で、母親がたたんだベビーカーを開くため、背もたれのフレームをいつものように足で体重をかけて押し下げたところ、ハンドフレームにつかまり立ちをしていた男児が左手小指を挟み、第一関節手前部分が皮膚1枚でつながった状態になった。



### 事故事例2 ストッパーをはずしたら 突然開いた

通信販売で購入したベビーカーの梱包を解き、たたんであったベビーカーのストッパーをはずしたところ急激に開いた。その際、そばにいた9ヶ月の女児が手を置いていたらしく、左手中指を挟み、皮1枚でつながっている状態になった。救急車で病院に運ばれ6針縫ったが、うまくつかない場合は切断の可能性があるといわれた。商品はSG\*マーク付。

※製品安全協会では、消費者の視点を重視しつつ製品の安全性に関する認定基準を作成し、その基準に合格した製品にSGマークを表示している。SGマークが表示された製品で万が一ケガなどの人身事故が起きた場合、それが製品の欠陥によるものと認められる場合には、賠償措置を実施している。

## ●事故を防ぐために

ベビーカーは構造が複雑なため、乗車中だけでなく開閉時も、子供が手指を挟む危険性があります。乳幼児を連れている際の取り扱いには十分注意しましょう。

- ・部分的に手指挟み防止のための安全対策を施したものがあるので、購入の際に参考にするとよいでしょう。
- ・開閉中は、絶対に乳幼児にベビーカーを触れさせない。また、不意に折りたたまれる事故防止のため、組み立て後はロックがかかっていることを確認し、使用中も折りたたみのロックボタン等に触れないように注意しましょう。



詳しくは独立行政法人国民生活センターホームページの「ご注意ください」コーナーをご覧ください。

<http://www.kokusen.go.jp/>

# 消費者クイズ

レッツ  
チャレンジ!

春は、新生活がスタートする季節。いろんな出会いとともに、消費者トラブルがあなたを待ち受けているかも!? 消費者クイズに挑戦して消費者力を鍛えてみませんか?

Q1

携帯電話に、「以前登録したサイトの退会処理がされず、延滞料3万円が発生している。すぐに連絡しないと差し押さえなどの手続をする」という内容のメールが入ってきた。サイトにアクセスした覚えはないが、どうすればいい?

- ①差し押さえは怖い! すぐに3万円払う
- ②とりあえず、連絡先に電話してみる
- ③身に覚えがないので無視する

Q2

商品を購入する時の契約は、どの時点で成立するのでしょうか?

- ①消費者が商品を買いたいと言い、業者がそれを承諾した時
- ②契約書に署名、押印した時
- ③商品が手元に入った時

Q3

次のうち、クーリングオフできるものはどれでしょう?

- ①ネットショッピングで買ったバッグ
- ②訪問販売で契約した新聞
- ③家電量販店で買ったパソコン

Q4

100万円を年利15%で5年間借ると、返済総額はいくらになるでしょう。

- ①115万円
- ②151万円
- ③201万円



## 正解は...

Q1

答: ③身に覚えがないので無視する

携帯電話のメールサービスを悪用した架空請求だと考えられます。法律用語などを書きたて、受取人を不安にさせる手口です。根拠のない請求に応じてはいけません。また、連絡を取って個人情報を聞き出されると、さらなる請求につながる可能性もあります。このような架空請求は無視すること、決して自分からは連絡を取らないことです。

Q2

答: ①消費者が商品を買いたいと言い、業者がそれを承諾した時

口約束でも契約は成立します。問題の場合、消費者の「買いたい」という契約の『申込み』と、業者の『承諾』という意思表示の合致により契約が成立しているのです。契約書や署名、押印などは証拠を残すためのもので、それがなくても契約は成立します。一旦契約が成立すると、それに伴い法的な拘束力が生じます。契約をする場合は、その必要性や内容について慎重に検討しましょう。

Q3

答: ②訪問販売で契約した新聞

クーリング・オフ制度とは、訪問販売などで契約をした場合、一定期間内であれば無条件で契約解除できる制度です。突然現れた販売員のセールストークに乗せられ、不意打ち的に契約をしてしまった消費者には心強い制度ですが、自ら店へ出向いて契約した場合や、ネットショッピングなどの通信販売には適用されません。ただ、通信販売は返品について記載することが義務付けられていますので、事前に返品可能かどうかを確認して利用しましょう。

※クーリング・オフ制度について、詳しくは県消費生活センターホームページをご覧ください。

Q4

答: ③201万円

いまや、借金と言っても、カード1枚で無人貸出機などで気軽に借りることができますが、金利も含めるとその返済額は高額になります。また、クレジットカードで分割払いなどで商品を購入することも借金です。ローンやクレジットを利用するとき、もう一度自分に問いかけてみてください。

- ・それは本当に必要なお金(もの)ですか? ・いま利用して大丈夫ですか? ・利用しすぎていませんか?
- ・金利はどれくらいかかりますか? ・借金を返済するための借金ではありませんか?

消費生活相談窓口では、借金に関する相談も受付けています。困った場合はお気軽にご相談を!

## 「製品安全セミナー～製品事故から身を守るために～」を開催します!

日時 平成20年4月22日・13:30~15:30

場所 県民共生センター(サンフォルテ)2階ホール(富山市湊入船町6-7)

内容 ・製品事故状況 ・電気製品、ガス石油機器の安全な使い方 など

※ 入場無料ですので、お気軽にご参加ください

問合せ先: 富山県生活環境文化部県民生活課 TEL:076-444-3129

# 小麦高騰に伴う価格調査を実施しています！

国が輸入小麦の政府売り渡し価格を4月から30%引き上げることに伴い、小麦を原材料とする食料品の値上げが予想されることから、県では価格調査を実施しています。

- ◆調査期間・ 当分の間
- ◆調査対象品目・ 小麦粉、うどん、即席めん、パン、パスタ
- ◆調査方法・ 月2回(月初めと月末の月曜日)、店舗に出向いて対象品目の価格を調査



調査概要については、県のホームページで公表しています。 [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1711/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html)  
 なお、18年5月から、ガソリン(ハイオク、レギュラー)、軽油、灯油(店頭、配達)、プロパンガスの価格調査も行っており、その結果もホームページからご覧になれます。

【お問合せ先】富山県県民生活課 消費生活係 TEL:076-444-3129 FAX:076-444-3477

## 「富山県消費生活推進リーダー」

### 募集のお知らせ

富山県が実施する「消費生活出前講座」の講師として広報・啓発活動等をしていただく「富山県消費生活推進リーダー」を募集します。消費生活関連の専門知識があり、消費者啓発活動に熱意のある方のご応募をお待ちしています。

1. 応募資格 富山県在住者で、消費生活関連の次の資格<sup>※</sup>のいずれかを有する方、または同等の知識を有すると認められる方。(常勤の公務員は除く)  
※消費生活関連の資格(消費生活専門相談員・消費生活アドバイザー・消費生活コンサルタント)
2. 応募方法 所定の申し込み用紙に必要事項を記載の上、応募動機についての作文(800字程度)を添えて申込んでください。(申込書は、県民生活課、県消費生活センター、市町村消費者行政担当課に備え付けてあります。また、県消費生活センターホームページからダウンロードできます。)
3. 活動内容 出前講座の講師として啓発活動等を行う。
4. 募集期間 平成20年4月10日(木)～4月25日(金)
5. 募集人員 若干名
6. 選考方法 書類及び面接により選考します。
7. 任 期 委嘱日から平成22年3月31日まで

#### 【問合せ先】

富山県消費生活センター TEL:076-432-2949  
 詳細は県消費生活センターホームページをご覧ください。  
<http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

消費生活に関する相談は、市町村窓口、県消費生活センターへ

富山県消費生活センター …… TEL076-443-2047  
 (富山県新桜町7番38号富山県役所本庁舎内)  
 総合行政センター  
 大沢野 TEL076-467-5810 婦 中TEL076-465-2115  
 大 山 \*TEL076-483-1212 山 田TEL076-457-2113  
 八 尾 \*TEL076-454-3114 細 入TEL076-485-9001  
 魚津市 …… TEL0765-23-1003  
 滑川市 …… TEL076-475-2111(内323)  
 黒部市 …… TEL0765-54-2111(内316)  
 舟橋村 …… TEL076-464-1121(内29)  
 上市町 …… TEL076-472-1111(内141)  
 立山町 …… TEL076-462-9963  
 入善町 …… TEL0765-72-1100(内135)  
 朝日町 …… TEL0765-83-1100(内235)  
 砺波市 …… TEL0763-33-1111(内143)  
 庄川支所 …… TEL0763-82-1902

◆富山県消費生活センター  
 富山県市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)  
 消費生活相談・ TEL076-432-9233  
 消費者金融・多重債務相談・ TEL076-433-3252  
 URL <http://pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>  
 【開所時間】午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

高岡市市民協働課 …… TEL0766-20-1522  
 (高岡市広小路7番50号)  
 福岡行政センター …… TEL0766-64-5333  
 氷見市 …… TEL0766-74-8010  
 小矢部市 …… TEL0766-67-1760  
 南砺市 …… TEL0763-23-2008  
 行政センター  
 福 野 TEL0763-22-1101 平 \*TEL0763-66-2132  
 井 波 TEL0763-82-1181 上 平 TEL0763-67-3212  
 城 端 TEL0763-62-1213 利 賀 TEL0763-68-2112  
 福 光 TEL0763-52-1571 井 口 TEL0763-64-2212  
 射水市(大島庁舎) …… TEL0766-52-7966  
 地区行政センター  
 新 湊 TEL0766-82-1964 大 門 TEL0766-52-7397  
 小 杉 TEL0766-57-1636 下 \*TEL0766-59-8095

◆富山県消費生活センター高岡支所  
 高岡市本丸町7番1号(本丸会館内)  
 消費生活相談、消費者金融・多重債務相談 TEL0766-25-2777  
 ◆富山県消費者協会(富山県消費生活センター内)  
 ※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。  
 TEL076-432-5690 午前9時～午後4時